

青森県教育委員会第825回定例会会議録

- 1 期 日 平成29年10月11日（水）
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後2時06分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録
報告第1号 議案に対する意見について
議案第1号 青森県立郷土館協議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定
議案第2号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案について・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
そ の 他 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について
- 6 選 挙 委員長 豊川 好司（再任）
- 7 出席者等
 - ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴、中村充（教育長）
 - ・欠席者の氏名
なし
 - ・説明のために出席した者の職
平野教育次長、西谷参事・教育政策課長、安田参事・教職員課長、児玉参事・学校
施設課長、村元職員福利課長、一戸学校教育課長、渡部生涯学習課長、相坂スポー
ツ健康課長、増田文化財保護課長、佐藤高等学校教育改革推進室長
 - ・会議録署名委員
中沢委員、杉澤委員
 - ・書記
小舘孝浩、中舘大輔

8 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(平野教育次長)

この度の案件は、県議会第291回定例会に提出された「平成29年度青森県一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会所管分)」ほか1件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「平成29年度青森県一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、365万5千円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,395億9,951万3千円となっている。計上した歳出予算の主な事業については、参考資料のとおりとなっている。

次に、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」についてである。

これは、「雇用保険法等の一部を改正する法律」により「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び人事院規則が改正されたこと等に伴い、非常勤職員の育児休業の再度の延長及び職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情等に係る所要の整備を行うもので、公布の日から施行するものである。

なお、これらの議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については了解した。

議案第1号 青森県立郷土館協議会委員の人事について

(増田文化財保護課長)

「博物館法」及び「青森県立郷土館協議会条例」に基づき設置している青森県立郷土館協議会委員の任期が、平成29年10月14日をもって満了するので、新たに12名を委員に任命するものである。

今回任命する委員のうち、飛内 文代氏ほか5名は再任であり、柴田 敬司氏ほか5名は新任である。

なお、委員の任期は平成29年10月15日から平成31年10月14日までの2年間である。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

議案第2号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案について

(安田参事)

本提案は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、非常勤職員に係る育児休業の承認の請求手続に関し、所要の整備を行うためのものである。

概要としては、非常勤職員が子の1歳6か月に達する日に育児休業をしている場合で、当該子について保育所に入れられない等の場合は、当該子が2歳に達する日まで育児休業の取

得期間を延長することができることとされたことに伴い、非常勤職員の育児休業の承認の請求手続に関し、所要の整備を行うものである。

なお、改正規則は、条例の施行と同様に公布の日から施行することとしている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

その他 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について

(一戸学校教育課長)

今年4月18日に実施された平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について御報告する。

「教科に関する調査について」であるが、本県の公立小・中学校の児童生徒の学力の状況は、小学校においては、全ての教科で平均正答率が全国平均を上回っており、概ね良好な状況にあると捉えている。中学校においては、全ての教科で平均正答率が全国平均を上回るか同程度であり、概ね良好な状況にある。

中学校では、昨年度課題が見られた国語の活用に関する問題に改善傾向が見られた。

なお、文部科学省から「細かい桁における微少な差異は、学力面で実質的な違いを示すものではないと考えられることから、都道府県別の平均正答率は整数値で公表」との見解が示されており、昨年度から本県も同じように整数値で公表することとしている。

児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境等を把握し、今後の改善等に役立てるための「質問紙調査について」であるが、右上にある表のとおり、全国の平均を5ポイント以上上回っているのは小学校では8事項、中学校では11事項あり、5ポイント以上下回っているのは小学校では2事項、中学校では4事項であった。

(1)の小学校については、①の全国平均を5ポイント以上上回っている上位5事項から、本県の児童は、家庭において日常的に学校の授業の復習・予習を行い、学校が休みの日にも学習時間を確保している児童が全国平均を上回っていることがうかがわれる。

②の全国平均を5ポイント以上下回っている事項から、本県の児童は、学習塾で勉強している児童や地域の行事に参加している児童が全国平均より少ない傾向にある。

(2)の中学校については、①の全国平均を5ポイント以上上回っている上位5事項から、小学校と同様、本県の生徒は、家庭において日常的に学校の授業の復習を行っていることがうかがわれる。また、読書が好きな生徒の割合が全国平均を上回っている。

②の全国平均を5ポイント以上下回っている事項から、本県の生徒は、小学校の結果と同様に、学習塾で勉強している生徒や地域の行事に参加している生徒が全国平均より少ない傾向にある。

また、平日の学校の授業時間以外の学習時間や授業の予習についても全国平均より少ない傾向にある。

今後は、調査結果について詳細な分析を行い、確かな学力の更なる定着を目指して取り組んで参りたいと考えている。

(豊川委員長)

「学習塾で勉強をしているか」の割合が低いことをどのように捉えれば良いか。本県の児童生徒の成績は良いので、学校の学習だけで十分ということか。

(一戸学校教育課長)

教員が授業改善など工夫して、学校の授業の中で基礎学力を付けさせようとしている。学習塾が少ないという環境面の問題があるが、学校の授業で補えていると思っている。

(杉澤委員)

「今住んでいる地域の行事に参加しているか」の割合が低いが、各学校は地域の行事に参加し頑張っていると思っている。実感と違うので、調査結果を今一度分析した方が良いと思う。

学習塾で勉強している割合や中学校で予習している割合が低いのは年々同じ傾向にある。これは改善できるものなのか、それとも仕方がないものなのか。改善できるものであれば努力しなければならない。例えば、学習塾については、塾に通う費用を補助することなどが考えられるが、検討を深める必要があるのか見解を伺いたい。

(一戸学校教育課長)

地域の行事への参加については、調査結果が低めに出ている印象を受ける。同様な調査を知事部局でも実施しているが、小学校では70.2パーセント、中学校では66.0パーセントが「参加している」という結果になっている。

また、県教育委員会で実施している学習状況調査において、今年度から地域の行事への参加に係る質問項目を増やしている。この調査結果についても精査して参りたい。

中学校の予習については、家庭で学校の授業の復習をしたり、土日に勉強している割合が全国平均より高く、総合的に見ると予習でマイナスとなっている分を補う形で学習習慣が付きつつあるものとする。

(野澤委員)

本県は塾が少ないという環境ではあるが、県教育委員会や知事部局で取り組める仕掛けとして、例えば放課後子ども教室や放課後児童クラブを活用することが考えられる。特に小学校では、家庭で予習・復習できない点や塾が少ない点をこのような取組で補えると思っている。市町村レベルで議論していければ良い。

中学校で予習している割合や学習塾で勉強している割合、地域の行事に参加している割合が低いのは、中学校での部活に参加するウェートが高いことも一因にあるのではないかと。

どのように改善していくのか、個別に分析・対応していただきたいと思う。

(一戸学校教育課長)

それぞれの学校、児童生徒の特質があるので、それぞれに合った指導を市町村教育委員会や学校と連携しながら取り組んで参りたい。

(豊川委員長)

教育委員会にとっても難しい問題だと思う。

弘前市では、放課後に公民館で子どもを受け入れ、宿題等を行っているようである。このような仕組みを活用する方法もあると思う。

弘前市の状況を見ていると、昔と違って、塾に通う子どもが多いと感じる。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ平成29年度全国学力・学習状況調査の結果に

については了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(安田参事)

9月に行った職員に対する懲戒処分は4件であったが、社会的影響が大きな事案である事案1及び4について、その概要を御説明する。

事案1は、処分後速やかに公表を行ったものであるが、東青地域市部以外の中学校事務職員が、平成29年6月25日午前1時30分頃、駐車場に駐車していた自家用車内で、知人女性に対しわいせつな行為を行い、7月24日に強制わいせつの容疑により逮捕されたものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

事案4についても、処分後速やかに公表を行ったものであるが、上北地域の高等学校講師が、平成29年8月6日の午後6時頃から午後7時30分頃まで飲酒し、翌8月7日の午前0時過ぎに、酒気を帯びた状態で自動車を運転したものであり、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

(中村教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、強制わいせつの容疑による逮捕及び酒気帯び運転が発生したことは、極めて遺憾であり重く受け止めている。

このため、改めて、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう、9月11日付け及び9月28日付けで、市町村教育委員会及び県立学校へ通知したところである。

県教育委員会としては、今後も、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参る。

(野澤委員)

このような事案があった場合、教職員に対してはどのように周知しているのか。

(安田参事)

学校に対しては、例えば酒気帯び運転があった場合などに、事案の詳細までは記載していないが注意喚起の文書を発出している。

どのような事案がいくつあったかについては、マスコミに公表し、報道を通じて学校が知り、教職員に周知することになる。

(野澤委員)

教職員に緊張感を持たせる上でも、事案と処分内容を学校に知らせるべき。「このようなことをしたら、このような処分になる」ということを示した方が良い。教職員全員が広く意識した方が良いと思う。

(安田参事)

窃盗や酒気帯び運転など服務違反があった場合にどのような処分になるのか基準があ

る。この処分基準については、学校や市町村教育委員会に通知しているところである。「このようなことをしたら、このような処分になる」ということを大体理解していると思う。

(野澤委員)

懲戒処分になるような事案の内容については、より具体的に教職員へ示した方が良くと思って発言している。

(中村教育長)

今回のわいせつ行為や酒気帯び運転については極めて重い事案であるため、原則懲戒免職としている。このような事案があった場合は、その概要を付して通知している。

また、過去に発生した事案を具体的にわかりやすく何例も示した研修の手引きを作成しており、事案を通知する際には、手引きの頁を示して対応を徹底するよう指導している。

懲戒免職となる事案について具体的に示すことでリアルにはなると思うが、周知の方法について何かできることはないか考えてみたい。

このような事案があった場合、学校では、校長が朝会で全教職員に対して周知するよう努めていると聞いている。

このような事案は教職員にとっても、家族にとっても、教わった子どもたちにとっても良いことではないので、起こらないように努めて参りたい。

(豊川委員長)

このような事案がよくあるので、何回も注意喚起するしかないと思う。このような事案が無くなるように努力をお願いしたい。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ職員への懲戒処分の状況については了解した。

8 委員長選挙

(豊川委員長)

委員長の任期が本日で満了となるので、次期委員長の選挙を行う。選挙の方法は、青森県教育委員会会議規則の規定により無記名投票とする。

(豊川委員長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育長を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっている。お手元の投票用紙に中村教育長を除いた委員の名前が記載されている。委員長に選任したい方の氏名の上欄にマル印をお書き願いたい。

【各委員投票の後、開票作業】

(豊川委員長)

投票数6票、有効投票数6票、うち、豊川委員5票、町田委員1票である。選挙の結果、私を委員長とすることに決定した。平成30年度から新教育長制度に移行するため、任期は平成29年10月12日から平成30年3月31日までである。